

【 刑 法 】

以下の〔問1〕および〔問2〕に答えなさい。解答用紙に、各自で「〔問1〕」、「〔問2〕(1)」等と記入して、解答すること。

〔問1〕 以下の〔事例〕における甲の罪責を検討しなさい（詐欺罪[刑法246条1項]、器物損壊罪[同261条]、および特別法違反の点を除く。）。

〔事例〕 甲およびXは、遊ぶ金を得るために、交通事故を偽装して、損害保険会社から保険金を騙し取ることにした。甲とXが立てた計画は、以下のとおりであった。

〔計画〕

「XがX所有の普通乗用自動車（以下「X車」という）を運転する後方から、甲が甲所有の普通乗用自動車（以下「甲車」という）を運転して追走する。対面信号が赤の灯火を示す交差点の手前でX車が先頭で停車したとき、甲が故意に甲車をX車に追突させる。人身事故でなければ高額な保険金を得られないため、甲車は時速約30キロメートルの速度でX車に追突し、生命には危険が及ばない程度の傷害をXに負わせる。Xは、この追突により自己が上記程度の傷害を負うことに承諾する。甲は、甲が自動車保険契約を締結しているA社に対して、上記人身事故を甲の過失による事故として届けて保険金を請求し、A社から保険金を騙し取る。A社から支払われる保険金は、甲とXで折半する。」

甲は、上記計画どおりの状況で、時速約30キロメートルの速度でX車に甲車を追突させ、Xに加療2週間程度を要するムチ打ち症を負わせた。上記追突時、Xは、X車のブレーキペダルを右足で踏んでいたが、追突の衝撃で同ペダルから足が離れてしまい、すぐに同ペダルを踏み直したものの、X車は、停止していた場所から5メートル前方まで移動してしまった。その時、X車前方3メートルの位置にある横断歩道を、青の灯火を示す歩行者用信号に従ってBが横断していたため、X車がBに衝突し、Bは、加療1ヶ月程度を要する全身打撲傷を負った。なお、甲は、上記横断歩道上にBがいることに気づいていなかった。

甲は、上記追突事故をA社に申告し、保険金の支払いを請求したが、A社調査員Cの調査の結果、上記追突事故が甲およびXによる偽装事故であると判明したため、保険金の支払いを受けられなかった。

【問2】 以下の【事例】を読んで、後記【設問】に答えなさい。

【事例】 甲は、Aに傷害を負わせる意思で、左右両手拳でAの顔面を複数回殴打した。Aは、甲の上記暴行によって、少量でない出血を伴う口内裂傷の傷害を負った。上記口内裂傷それ自体は、通常であれば致命傷とはならない軽傷であったが、Aには、出血した場合に血液が凝固しにくいという特異体質があり、Aの上記出血が止まらず、Aは失血死した。Aに上記特異体質があることは、Aの主治医BおよびA本人しか知らなかった。

【設問】

- (1) Aの顔面を殴打した甲の行為(以下「本件行為」という)とAの死亡結果との間に刑法上の因果関係が肯定された場合、甲の行為は何罪の構成要件に該当するか。罪名および罰条(当該犯罪を規定する条文)のみ、答えなさい。
- (2) 本件行為とAの死亡結果との間に刑法上の因果関係が否定された場合、甲の行為は何罪の構成要件に該当するか。罪名および罰条のみ、答えなさい。
- (3) 上記【事例】の甲の罪責について、以下のように主張する<学説>がある。下記<学説>を読んで、後記①②に答えなさい。

<学説> 刑法上の因果関係は、当該実行行為と当該構成要件的结果との間に条件関係が肯定されることを前提に相当性判断を行い、両者間に相当性もある場合に、肯定される。相当性は、「行為当時、行為者が特に認識していた事情、および、行為者の立場に置かれた一般人であれば認識可能な事情」を資料として、一般人の経験上、その行為からその結果が発生することが想定可能だといえる(異常とまではいえない)場合に、肯定されるべきである(経験的通常性)。

本件行為がなければ、Aが口内裂傷の傷害を負うことも、口内裂傷から出血することもなく、失血死することもなかったといえるから、条件関係は肯定される。本件行為時、Aに上記特異体質があるという事実は、甲は認識しておらず、甲の立場に置かれた一般人であっても認識不可能であるから、判断資料に含めるべきではない。そうすると、本件行為とAに生じた「傷害」結果との間に相当性は肯定可能であるが、「死亡」結果との間に相当性を肯定することはできない。

- ① 上記の<学説>が相当性判断の資料を上記のように限定する「根拠」として、いかなる理由が考えられるか。「簡潔に」説明しなさい。
- ② 上記の<学説>が相当性判断の資料を上記のように限定することに対する「批判」として、どのようなものが考えられるか。「簡潔に」説明しなさい。

※ 上記の①②については、「詳細に」説明する必要も、考えられる理由、批判を「すべて」説明する必要も、ない。